

700MHz帯の特定基地局開設料の算定について

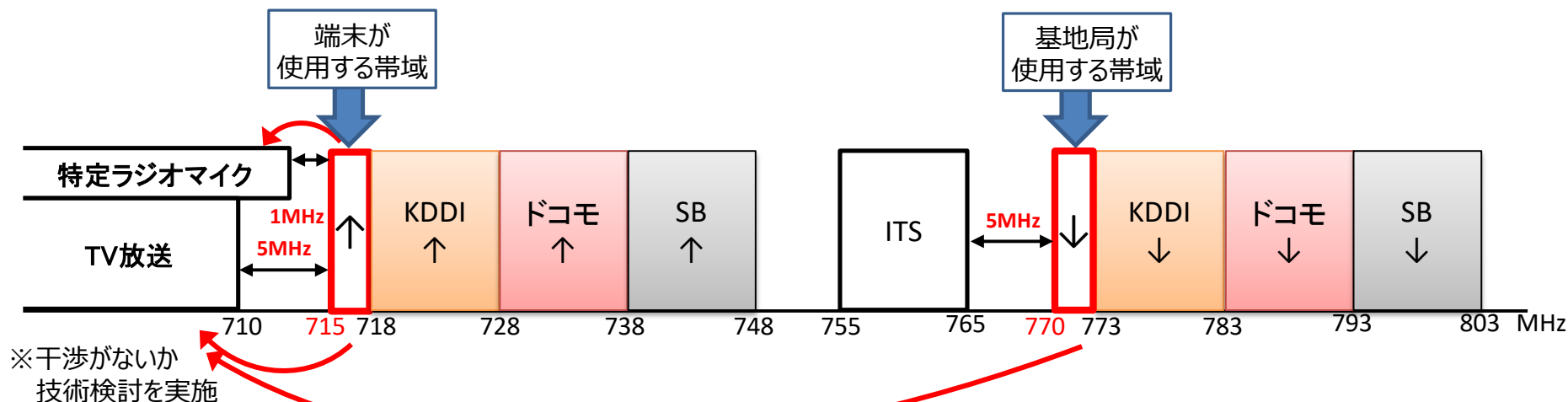
総務省
総合通信基盤局
移動通信課

700MHz帯における3MHzの周波数割当て

- プラチナバンドにおける携帯電話用周波数の確保に関して選択の幅を広げるため、令和4年11月から情報通信審議会において検討を開始。
- 現在、情報通信審議会において、**既存システム**（地上デジタル放送・特定ラジオマイク）との**共用条件**（例 受信障害対策）を**検討中**※。
※ 共用条件に関する報告書案のパブコメを実施中（5月2日から6月5日まで）
- **本年秋頃の周波数割当てに向けて、必要な制度整備（開設指針、技術基準の策定等）を進める。**

割当予定の700MHz帯

3MHz×2 認定期間 10年間



※干渉がないか技術検討を実施

主な共用条件（パブコメ中）

- 地上デジタル放送の受信障害対策【フィルタ挿入等の工事（携帯事業者が費用負担）】
- 基地局を稠密に開設するエリア設計
- 携帯電話端末の送信電力制御
- 基地局開設情報の事前提供、混信等発生時の問合せ窓口の設置等

1. 地上テレビ放送

- ✓ 【基地局】携帯電話事業者側で地上テレビ放送の受信障害対策を講じることを前提に、地上テレビ放送と共用可能
- ✓ 【端末】携帯電話事業者側で端末の送信電力を下げるための取組みを行うことを前提に、地上テレビ放送と共用可能

<具体的な取組内容>

- ① 地上テレビ放送の受信障害対策を行うこと
(携帯電話事業者が連携して、家庭のTVアンテナへのフィルタ挿入等の工事を行うこと)
- ② 基地局を稠密に開設するエリア設計を行うこと(※基地局を多数設置→端末の送信電力が低減)
- ③ 携帯電話端末の送信電力制御を適切に行うこと
(テレビ受信に影響を与える可能性のあるエリアにおいて、基地局側で端末の送信電力の制御を行うこと)

2. 特定ラジオマイク

- ✓ 【端末】携帯電話事業者側で端末の送信電力を下げるための取組みを行うこと、特定ラジオマイクの利用事例に応じたお互いの調整等を行うことを前提に、特定ラジオマイクと共用可能

<具体的な取組内容>

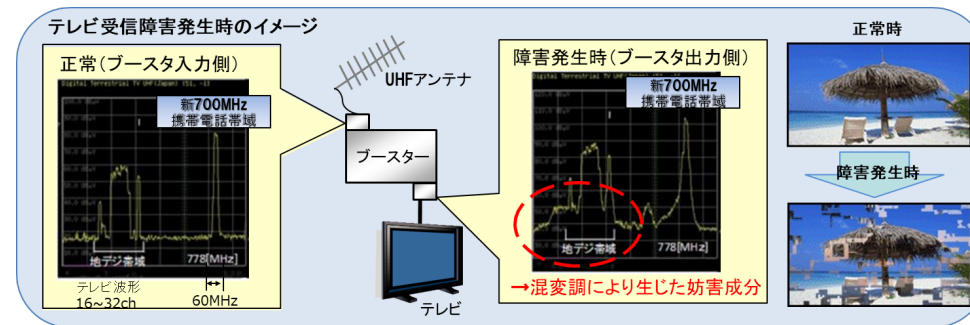
- ① 基地局を稠密に開設するエリア設計を行うこと
- ② 特定ラジオマイクの免許人等の関係者に対し、基地局の開設情報を事前に提供すること
- ③ 特定ラジオマイクへの混信が生じた際等のために問い合わせ窓口を設けることや必要な対策を講じるための体制を構築すること

- 700MHz利用推進協会は、700MHz帯の周波数を利用する携帯電話事業者(ドコモ、KDDI/沖縄セルラー電話、ソフトバンク)が、テレビ受信障害対策事業(例:フィルタ挿入等の工事)を一元的かつ円滑に推進するために設立した団体。
- 令和4年度のテレビ受信障害対策事業の費用実績は、年間約151億円。

1 テレビ受信障害対策

テレビ受信障害の可能性がある住民に対して、周知チラシを送付し、電波発射前の事前対策、試験電波発射後のデマンド対策として、

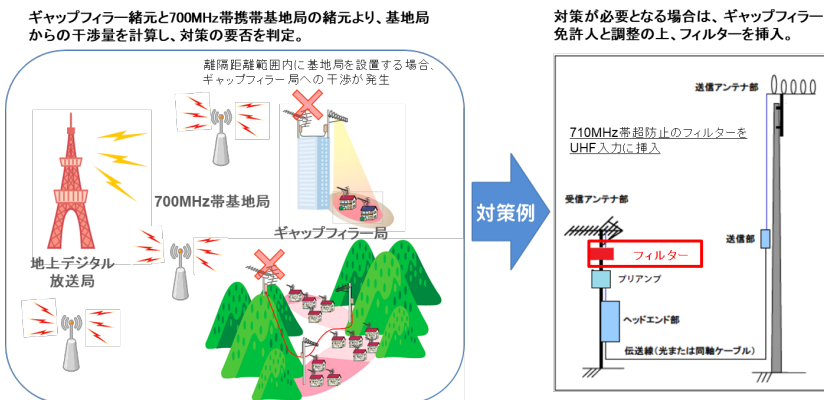
- ① フィルタ取付 (710MHz帯以上をカットするフィルタの挿入)
 - ② ブースタ交換 (710MHz帯までを増幅するブースタに交換)
- 等を実施。



2 放送中継局等への対策

700MHz帯基地局が中継局やギャップファイラーと近接した場合、アンプ飽和を起こし、正常に機能しない可能性がある。

このため、ギャップファイラーの免許人と対策の要否を確認調整の上、710MHz帯超防止フィルターの挿入を実施。



3 対策費用 (令和4年度)

令和4年度のテレビ受信障害対策事業の費用実績は、年間約151億円。

- 総務省では、周波数利用に関するニーズ（周波数再編アクションプラン（令和4年度版）に記載されている周波数帯（※）と700MHz帯）を把握するため、令和5年3月15日から3月31日まで、調査を実施。

※ 周波数再編アクションプラン（令和4年度版）に記載されている周波数（2.6GHz帯・4.9GHz帯・26GHz帯・40GHz帯）

- 700MHz帯については、楽天モバイルが明確に割当てを希望し、他の携帯事業者3者は検討を行う旨の回答があった。

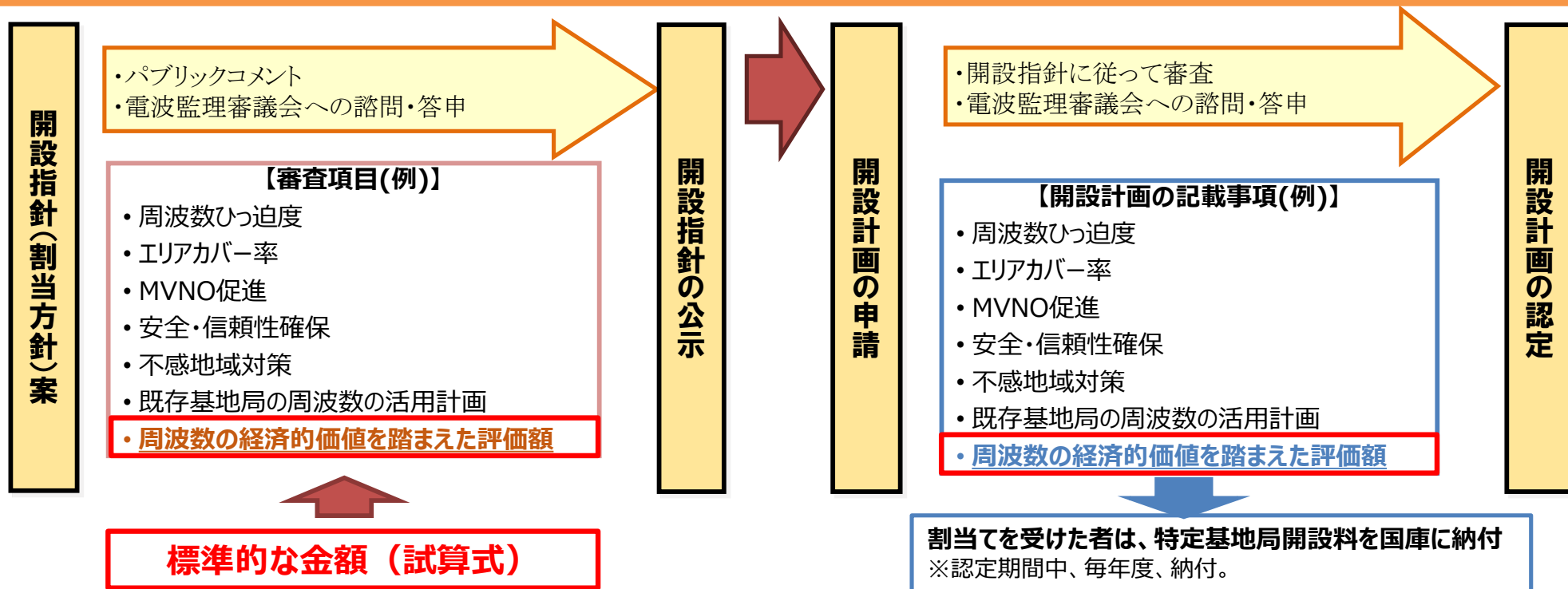
● 700MHz帯に関する携帯事業者の回答

	割当ての希望	割当時期
ドコモ	容量ひっ迫影響の精査や、他の用途としての活用可能性の詳細について 検討を進める	令和5年中、出来る限り早期
KDDI	今後策定される 開設指針 や今後とりまとめられる 技術的条件等を踏まえて 、開設計画の申請について 判断	技術的な検討を踏まえて既存システムと 共用可能と判断された場合は、制度整備の完了後速やか
ソフトバンク	技術的条件や共用条件等 について議論中であるためこれらの条件等を 勘案しつつ検討	技術的条件や共用条件等の検討が終了した後、適切な時期
楽天モバイル	割当て希望	2023年 9月まで

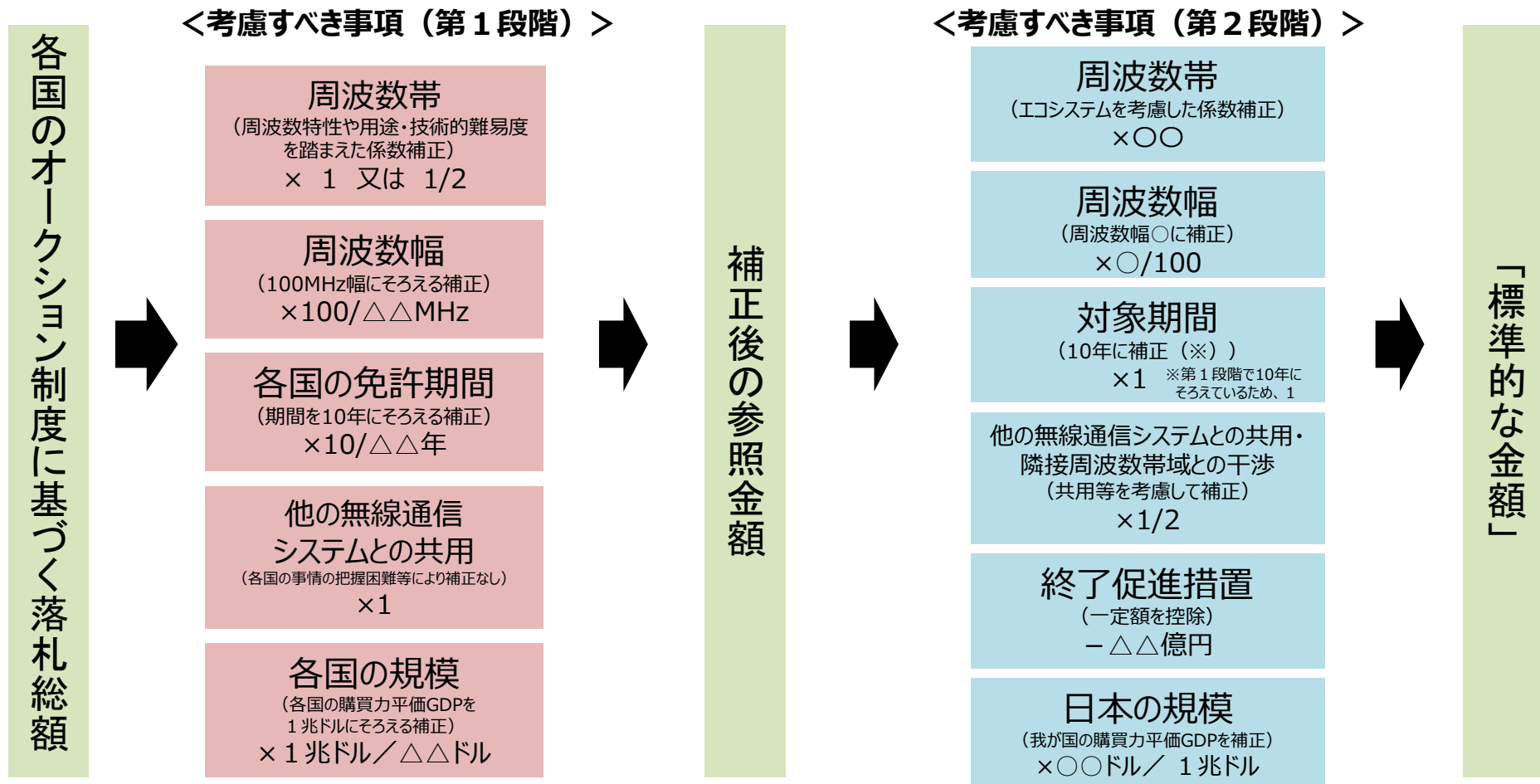
	想定する利用シーン
<p>ドコモ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 4G周波数の5G化を実施したエリアへの4G容量ひっ迫影響の緩和、IoT端末等のサービス提供への活用を想定。
<p>KDDI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在当社は700MHz帯のNR化に取り組んでいるところであり、今回の対象帯域はNRエリアのカバレッジを充実させるために有効。 また、エリア展開については当社に既に割当てられている700MHz帯の基地局に併設することで効率的な基地局設置が可能となる。 概ね5年程度で、当社に既に割当てられている700MHz帯の基地局に併設し、全国的に基地局を整備することを想定。
<p>ソフトバンク</p>	<ul style="list-style-type: none"> NR化を前提として利用できる場合は、既に割当てを受けている700MHz帯と一体的にカバレッジ用途として活用することを想定。
<p>楽天モバイル</p>	<ul style="list-style-type: none"> 700MHz帯は都心部のビルの奥や地下空間などを含め、より遠くに、隅々まで電波の届きやすい特性を有する帯域であることから、主に屋内も含め電波が浸透しづらい箇所への対策やカバレッジの拡大に向けた利用を想定。

周波数割当ての流れと特定基地局開設料制度について

- 携帯電話事業者への周波数割当ては、電波法上、次の手順で実施。
 - ・ 審査基準等を示す開設指針（割当方針）の作成【パブリックコメント及び電波監理審議会への諮問答申が必要】
 - ・ 開設計画（基地局の整備計画）の申請受付
 - ・ 開設指針に照らして、開設計画を審査・認定【電波監理審議会への諮問答申が必要】
- 令和元年電波法改正により、
 - ・ 開設計画に、周波数の経済的価値を踏まえて、申請者が申請する周波数の評価額（特定基地局開設料）を記載
 - ・ 特定基地局開設料も考慮して、総合的に審査する制度を整備。
- 特定基地局開設料の標準的な金額を算出する考え方（標準的な試算式）について、令和元年10月から有識者会議を開催し、令和2年8月に報告書を取りまとめ。



- 周波数の経済的価値を踏まえた「標準的な金額」は、
 - ① 諸外国のオークションの落札額から、各国ごとの考慮すべき事項を補正した参照金額を算定し、
 - ② その参照金額を、我が国の国内事情で考慮すべき事項で補正することにより、算定。
- 具体的には、
 - ① 諸外国のオークションの落札結果を周波数帯、周波数幅、免許期間、経済規模等で補正した参照金額を算定し、
 - ② 割り当てる周波数の、周波数帯、周波数幅、共用、終了促進措置や日本の経済規模等で補正することにより算定。



- 700MHz帯 3MHz×2の経済的価値を、モデルで算出すると、
総額：281.3億円 標準的な金額（年間）：28億円/年 絶対審査基準の額（年間）：14億円/年
- 700協受信対策費用（1基地局当たり約114万円（実績））を**特殊要因として減額**し、開設計画の基地局数を α とすると、
総額：281.3 - 0.0114 × α 億円 標準的な金額（年間）：総額÷10 億円/年
絶対審査基準の額（年間）：標準的な金額の 1 / 2
- **仮に開設計画の基地局数 1 万局（ $\alpha=1$ 万）の場合、**
総額：167.3 億円 標準的な金額（年間）：17億円/年 絶対審査基準の額（年間）：8億円/年

1 第1段階補正

- 5Gのオークションを実施した国（32カ国）の結果（落札総額、周波数帯、周波数幅、免許期間、経済規模等）を、
平均値±10%で算出すると、第1段階補正した参照金額（下限）は、**260.5億円**

2 第2段階補正

- 第1段階補正した参照金額を、我が国の国内事情で考慮すべき事項（周波数帯、周波数幅、共用、終了促進措置、日本の規模等）で**補正した後の算定総額は281.3億円**

3 モデルに基づく標準的な金額・絶対審査基準の額

- 開設計画の認定期間が10年であるため、**標準的な金額（年間）は28億円/年**（281.3億円÷10年）
- **絶対審査基準の額は**、標準的な金額の半分としているため、**14億円/年**

4 受信対策を特殊要因として減額した標準的な金額・絶対審査基準の額

- 現在、700MHz帯の割当てを受けている携帯事業者は、「700MHz利用推進協会」を設立して受信障害対策を実施している。700協会の受信対策費用は、令和4年度実績（年間）で、約151億円
- 携帯事業者による700MHzの基地局設置数は、令和4年度実績（年間）で、13,294局。
- よって、**1基地局当たりの費用は、約114万円**（約151億円÷13,294局）
- **700協会による受信対策費用を特殊要因として減額することとし、開設計画の基地局数を α とすると、**

総額	$281.3 - 0.0114 \times \alpha$	億円
標準的な金額（年間）	総額÷10	
絶対審査基準の額（年間）	標準額÷2	

（ただし、絶対審査基準の額の最低額は1億円とする。）
- 仮に、開設計画の基地局数が1万局の場合、
総額：167.3億円 標準的な金額（年間）：17億円/年 絶対審査基準の額（年間）：8億円/年

算出の考え方

第1段階補正

- 各国のオークション結果：令和4年12月時点での5Gオークションの結果を参照（落札総額、割当周波数帯域・幅、免許期間）
 - ①1GHz未満（プラチナバンド）：22例
 - ②1GHz以上6GHz未満（Sub6）：48例
 - ③10GHz以上（ミリ波）：22例
- 各国の購買力平価GDP：IMFのWorld Economic Outlook Databaseより2021年時点の購買力平価GDPを参照

第2段階補正

- 周波数帯の補正：令和4年12月時点での700MHz帯を使用している国の結果を参照
使用している国数：54カ国、購買力平価GDPの合計額：1,141,143億ドル
- 終了促進措置：対象無し
- 日本の経済規模：IMFが公表している購買力平価GDPを参照

諸外国のオークション結果の採用に関する方向性（案）

- 諸外国の5G用周波数の割当てに係るオークション結果については、
①1GHz未満（プラチナバンド）、②1GHz以上6GHz未満（Sub6）、③10GHz以上（ミリ波）
のそれぞれの帯域での事例が存在。
- 700MHz帯の標準的な金額の算定に当たっては、より多くの事例を参照することができること、①～③の特定の帯域のオークション結果を参照しない積極的な理由がないことから、諸外国の5Gに関するオークション結果を全て参照することが適当。
- **なお、前例としないとされているが、2.3GHz帯、1.7GHz帯（東名阪以外）の標準的な金額の算定に当たっても、諸外国の5Gに関するオークション結果の全てを参照することとした。**

※ ただし、次回以降の周波数の割当てに当たっては、近い帯域のオークション結果を参照することも含めて、改めて検討することが望ましい。

○ 報告書に沿った第1段階の補正に係る算定式は以下のとおり。



	落札額	周波数帯	周波数幅	各国の 免許期間	他の無線システムと の共用	各国の経済規模	第1段階の算定額
10GHz 未満	A 億円	× 1	100MHz / B MHz	10年 / C 年	× 1	10,000億ドル / D 億ドル	$\frac{A \times 10,000,000}{B \times C \times D}$
ミリ波	P 億円	× 1 / 2	100MHz / Q MHz	10年 / R 年	× 1	10,000億ドル / S 億ドル	$\frac{P \times 10,000,000}{2 \times Q \times R \times S}$

第1段階補正

【単位】
100MHz幅・10年・1兆ドル

○ プラチナバンド

各国	落札額	第1段階補正
イスラエル	12.3億円 (※)	31.3億円
イタリア	3007.2億円	946億円
英国	1111.5億円 (※)	204.2億円
オーストラリア	1864.5億円	916.2億円
オーストリア	54.3億円 (※)	73.6億円
オランダ	286.7億円 (※)	218.1億円
カナダ	3448.1億円	1216.3億円
ギリシャ	223.7億円	722.1億円
コロンビア	1304.8億円	865.6億円
スイス	90.3億円 (※)	119.2億円
スウェーデン	364.1億円	487.2億円
スペイン	1488.9億円	625.7億円
スロベニア	46.3億円	442.2億円
タイ	2012.1億円	3328.6億円
チェコ	249億円	549.7億円
チリ	103.3億円	327億円
ノルウェー	30.6億円 (※)	66.5億円
ハンガリー	62.4億円 (※)	229.8億円
ハンガリー	570.9億円 (※)	1752.3億円
ポルトガル	221.1億円	497.8億円
ラトビア	19.6億円	186.4億円
ルクセンブルク	24.9億円	330.3億円

○ Sub6

各国	落札額	第1段階補正
アイルランド	115.2億円	38.5億円
アメリカ	6094.3億円	378.6億円
アメリカ	108807億円	1126.6億円
アメリカ	30071.9億円	871.8億円
イスラエル	24.6億円 (※)	47億円
イスラエル	61.6億円 (※)	47億円
イタリア	6408.1億円	616.7億円
英国	1940.1億円	190.1億円
英国	343.2億円	126.1億円
英国	1187.7億円 (※)	145.4億円
オーストラリア	760.2億円	392.3億円
オーストリア	276.7億円	66.4億円
オーストリア	233.6億円 (※)	95億円
オランダ	382.3億円 (※)	436.2億円
オランダ	1146.8億円 (※)	436.2億円
カナダ	8854.5億円	1093.2億円
韓国	3026億円	429.3億円
ギリシャ	301.2億円	185.2億円

各国	落札額	第1段階補正
コロンビア	855.7億円	567.7億円
シンガポール	150.1億円	131.3億円
スイス	361.4億円 (※)	119.2億円
スイス	108.4億円 (※)	119.2億円
スイス	12億円 (※)	119.2億円
スウェーデン	247.1億円	49.6億円
スウェーデン	51.6億円	47億円
スペイン	645.7億円	81.4億円
スペイン	61.9億円	91.8億円
スロベニア	193.2億円	209.6億円
タイ	978.4億円	539.5億円
タイ	1463.7億円	382.3億円
台湾	6197.9億円	783.2億円
チェコ	63.3億円	44.8億円
チェコ	100.2億円	88.5億円
チリ	450.9億円	158.6億円
デンマーク	75億円 (※)	15.7億円
ドイツ	6155.6億円	209.9億円
ドイツ	3499.9億円	298.3億円

※ 他の周波数帯域の落札額との総計のみを公表しているため、落札された周波数幅で按分した落札額を記載。

○ Sub6

○ ミリ波

各国	落札額	第1段階補正
ニュージーランド	1.7億円	21.8億円
ノルウェー	61.2億円 (※)	394.2億円
ノルウェー	426.2億円	94.2億円
ハンガリー	37.4億円 (※)	229.8億円
ハンガリー	386.8億円 (※)	229.8億円
ハンガリー	3.4億円	3.9億円
フィンランド	114.4億円	65.9億円
フランス	4107.1億円	263億円
ポルトガル	614.4億円	222.4億円
メキシコ	138.6億円	21.6億円
ルクセンブルク	37億円	89.4億円

各国	落札額	第1段階補正
アイルランド	24.0億円	0.99億円
アメリカ	2713.2億円	8.43億円
アメリカ	939.4億円	2.40億円
アメリカ	10139.2億円	22.05億円
アメリカ	5615.0億円	8.72億円
アメリカ	458.4億円	1.00億円
イタリア	241.3億円	2.32億円
オーストラリア	577.3億円	5.43億円
韓国	628.5億円	10.40億円
ギリシャ	23.9億円	2.31億円
スロベニア	2.5億円	0.91億円
タイ	454.6億円	4.18億円
台湾	72.7億円	0.50億円
デンマーク	333.8億円 (※)	7.83億円
ノルウェー	0.2億円 (※)	0.02億円
ノルウェー	0.2億円 (※)	0.02億円
ノルウェー	0.7億円 (※)	0.02億円
ノルウェー	0.7億円 (※)	0.03億円

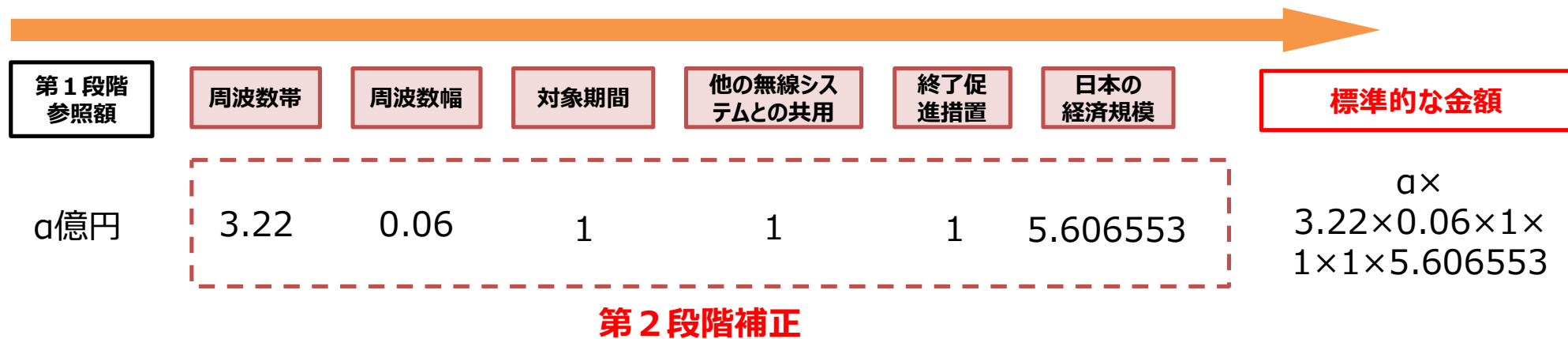
各国	落札額	第1段階補正
ノルウェー	0.9億円 (※)	0.03億円
ノルウェー	0.7億円 (※)	0.03億円
ノルウェー	0.9億円 (※)	0.03億円
フィンランド	31.0億円	1.67億円

※ 他の周波数帯域の落札額との総計のみを公表しているため、落札された周波数幅で按分した落札額を記載。

- 報告書では、補正後の参照額と標準的な金額のそれぞれの数値の範囲の設定方法について、①平均値前後、②平均値±10%、③最大値・最小値を除外した平均値前後、④中央値前後といった考え方があるとしている。
- この点、一般的に、平均値は、全オークションの落札額を考慮できる一方で、大小の極端な数値も考慮してしまい、反対に、中央値は、大小の極端な値による影響を受けないが、諸外国のオークション落札額を全て考慮した値ではない。
- 今回の場合、**必ずしもオークションの事例が多くないことを踏まえると、全てのオークション落札額を考慮することが望ましいと考えられることから、平均値により示すことが適当。**
- また、幅の取り方について、平均値前後は平均値前後のオークション結果に左右され幅が安定しないため、過度に幅が大きくなり、下限値が低く設定されてしまいかねない。他方、平均値±10%は平均値前後のオークション結果に左右されず、幅を一定にすることが可能である。以上のことから、②平均値±10%とするのが適当。
- なお、2.3GHz帯、1.7GHz帯（東名阪以外）の際も、平均値±10%を採用。

幅の取り方	第1段階参照金額	メリット	デメリット
①平均値前後	263.0億円 ～ 298.3億円	・ 全オークションの落札額を考慮できる。	・ 大小の極端な数値も考慮してしまう。 ・ 平均値前後のオークション結果に左右され、幅が安定しない。
②平均値±10%	260.5億円 ～ 318.4億円	・ 全オークションの落札額を考慮できる。 ・ 平均値前後のオークション結果に左右されず、幅を一定にすることが可能。	・ 大小の極端な数値も考慮してしまう。
③最大値・最小値を除外した平均値前後	229.8億円 ～ 263.0億円	・ 最大値・最小値以外のオークションの落札額を考慮できる ・ 大小の極端な値を外すことができるため、値が安定しやすい。	・ 全オークションの落札額を考慮した数値を考慮できない。 ・ 平均値前後のオークション結果に左右され、幅が安定しない。 ・ 第2、第3番目も極端な値の場合には、考慮されるサンプル数値が少なくなるため、値が極端に上振れ（下振れ）する可能性がある。
④中央値前後	119.2億円 ～ 126.1億円	・ 大小の極端な値による影響を受けない。	・ 必ずしも事例が多いわけではない諸外国のオークション結果をすべて考慮した値ではない。

○ 報告書に沿った第2段階の算定式は次のとおり。



- 周波数帯：700MHzを使用している国（54カ国）と経済規模（1,141,143億ドル）と、オークション結果のある国（32カ国）と経済規模（598,637億ドル）を用いて算定
 $54/32 \times 1,141,143 / 598,637 = 3.22$
- 割当周波数幅：6MHz（3 MHz × 2） / 100MHz
- 対象期間：報告書どおり10年とし、10 / 10
- 他の無線システムとの共用：設置場所の制限など周波数の利用に明らかな制約が生じるとは必ずしも言えないことから、1
- 終了促進措置：今回該当しないため、1

○ 第1段階参照額は260.5億円であるため、標準的な金額は、**281.3億円**

第1段階参照額	周波数帯	周波数幅	対象期間	他の無線システムとの共用	終了促進措置	日本の経済規模	標準的な金額
260.5億円	× 3.22	× 0.06	× 1	× 1	× 1	× 5.606553	= 281.3億円

- 報告書では、標準的な金額を著しく下回ると判断する際の基準となる金額については、**予見可能性を確保するため周波数の割当てごとに開設指針において明示するとともに、その基準を下回る申請については絶対審査基準において排除することが適当**としている。
- 法令の用例を参照すると「著しい」を定量的に捉えると、概ね50%（▲50%）、70%（▲30%）、90%（▲10%）の事例が存在。
- この点、「著しく下回る金額」については、①周波数の経済的な価値を反映するものではなく、周波数の割当てに当たって、申請者が最低限負担すべき金額を示す制度的な観点から設定するものであること、②最低限負担すべき金額が高いと参入事業者のハードルとなりうること、③競願時審査においてより周波数の経済的な価値を反映した特定基地局開設料を示した事業者を評価することなどを考慮して、**「著しく下回る金額」は、標準的な金額の50%（▲50%）に相当する金額とするのが適当**。
- なお、2.3GHz帯、1.7GHz帯（東名阪以外）の標準的な金額の算定に当たっても、標準的な金額の50%に相当する金額とした。

モデルに基づく標準的な金額・絶対審査基準の額（特殊要因考慮なし）

- 標準的な金額の総額は、281.3億円
- 開設計画の認定期間が10年であるため、**標準的な金額（年間）は28億円/年**（281.3億円÷10年）
- **絶対審査基準の額は**、標準的な金額の半分としているため、**14億円/年**

	標準的な金額 (総額)	標準的な金額 (年額)	絶対審査基準の額 (年額)
平均値±10% (下限)	281.3億円	28億円/年	14億円/年

700MHzの特殊要因

- 700MHzの周波数割当てに当たって、**地上デジタル放送の受信障害対策（フィルタ挿入等の工事）が共用条件**となっており、**当該対策に係る費用は、周波数の割当てを受けた携帯事業者が負担**することとなっている。
- この点、**当該費用は標準的なモデルでは考慮されない特殊要因**であるため、受信障害対策により**事業者が負担する費用分を、特殊要因として、経済的価値への反映を行う必要**。
- 現在、700MHz帯の割当てを受けている携帯事業者は、「700MHz利用推進協会」を設立して受信障害対策を実施している。700MHz利用推進協会による受信対策費用は、**令和4年度実績（年間）で約151億円**
- また、携帯事業者が設置した700MHz帯の基地局数は、**令和4年度実績（年間）で13,294局**
⇒ **1基地局当たりの費用は、約114万円（151億円÷13,294局）**
- このため、**開設計画の基地局数を α とすると、「114万円× α 」の経済的価値を控除**することが適当。
- 以上を踏まえ、700MHz帯の特殊要因を考慮した標準的な金額・絶対審査基準の額を算定すると、開設計画の基地局数を α とした場合、

総額 $281.3 - 0.0114 \times \alpha$ 億円

標準的な金額（年間） 総額÷10

絶対審査基準の額（年間） 標準額÷2

（ただし、絶対審査基準の額の最低額は1億円とする。）

- **仮に、開設計画の基地局数が1万局（ $\alpha=1万$ ）の場合、**

総額：167.3億円 標準的な金額（年間）：17億円/年 絶対審査基準の額（年間）：8億円/年

參考資料

用例

A. 「著しい」 = 50%(▲50%) とする例

①固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(平成15年10月31日 企業会計基準委員会)

市場価格における固定資産の減損処理をする場合、「市場価格が著しく下落したこと」には、少なくとも市場価格が帳簿価額から50%程度以上下落した場合が該当。

②所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)

第五十九条 次に掲げる事由により居住者の有する山林(事業所得の基因となるものを除く。)又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

一 贈与(法人に対するものに限る。)又は相続(限定承認に係るものに限る。)若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)

二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡(法人に対するものに限る。)

2 (略)

・所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)

(時価による譲渡とみなす低額譲渡の範囲)

第百六十九条 法第五十九条第一項第二号(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)に規定する政令で定める額は、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における価額の二分の一に満たない金額とする。

B. 「著しい」 = おおむね70% (▲30%) とする例

① 所得税法 (昭和四十年法律第三十三号)

(たな卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入)

第四十条 次の各号に掲げる事由により居住者の有するたな卸資産(事業所得の基因となる山林その他たな卸資産に準ずる資産として政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)の移転があつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その者のその事由が生じた日の属する年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

- 一 贈与(相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く。)又は遺贈(包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。)当該贈与又は遺贈の時におけるそのたな卸資産の価額
- 二 著しく低い価額の対価による譲渡 当該対価の額と当該譲渡の時におけるそのたな卸資産の価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額

2 (略)

・ 所得税基本通達

(著しく低い価額の対価による譲渡の意義)

40-2 法第40条第1項第2号に規定する「著しく低い価額の対価による譲渡」とは、同条に規定する棚卸資産の39-1に定める価額のおおむね70%に相当する金額に満たない対価により譲渡する場合の当該譲渡をいうものとする。

(注) 法第40条第1項第2号の規定の趣旨は、たとえ譲渡の形式をとっている場合でも、実質的に部分的な贈与をしたと認められる行為は、その実質に着目して課税処理をすることにあるから、棚卸資産を著しく低い対価で譲渡した場合であっても、商品の型崩れ、流行遅れなどによって値引販売が行われることが通常である場合はもちろん、実質的に広告宣伝の一環として、又は金融上の換金処分として行うようなときには、この規定の適用はないことに留意する。

(実質的に贈与をしたと認められる金額)

40-3 法第40条第1項第2号に規定する「実質的に贈与をしたと認められる金額」とは、同項に規定する棚卸資産の39-1に定める価額とその譲渡の対価の額との差額に相当する金額をいうのであるが、当該棚卸資産の39-1に定める価額のおおむね70%に相当する金額からその対価の額を控除した金額として差し支えない。

② 看護師等の人材確保の促進に関する法律 (平成四年法律第八十六号)

(看護師等確保推進者の設置等)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かなければならない。

- 一 その有する看護師等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号の規定に基づく都道府県の条例の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの
 - 二 (略)
- 2~5 (略)

・ 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則 (平成四年厚生省令第六十一号)

(看護師等確保推進者を置かなければならない病院)

第一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号。以下「法」という。)第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める病院は、その有する看護師等の員数が、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定める員数の七割に満たない病院とする。

(前ページから続き)

C. 「著しい」 = 90%(▲10%)とする例

①野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三号)

(生産者補給交付金等の交付)

第十条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、指定野菜の価格の著しい低落があつた場合には、その低落が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。)の出荷に関し機構が行う登録を受けた出荷団体(以下「登録出荷団体」という。)との間に農林水産省令で定める委託関係のある対象野菜の生産者(以下この項において「委託生産者」という。)及び機構が行う登録を受けた対象野菜の生産者(以下「登録生産者」という。)の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付するものとする。

2 前項の生産者補給金の額は、対象野菜の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることを旨として、定めるものとする。

※指定野菜価格安定対策事業として、販売した指定野菜(キャベツ、きゅうり、大根など)の平均販売価額(出荷された野菜の平均価額)が、市場平均価格(過去6年の市場価格の平均)の90%にあたる保証基準額を下回った場合に補てんされる。

(その他)

○ 独占禁止法

不当廉売規制について、「正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」と規定されているが、廉売商品を販売する事業者が、廉売商品を供給しなければ、発生しない費用(仕入原価や販売費及び一般管理費等を含む。)を下回る場合には、「供給に擁する費用を著しく下回る対価」とであると推定され、「著しく」自体に定量的な基準はない。

○ WTO補助金協定(補助金及び相殺措置に関する協定)

補助金の効果として、「補助金の交付を受けた製品の価格を同一の市場における他の加盟国の同種の製品の価格よりも著しく下回らせるものであること又は同一の市場における価格の上昇を著しく妨げ、価格を著しく押し下げ若しくは販売を著しく減少させるものである」場合には、「著しい害」に該当するとされているが、市場価格における「著しい」の基準については、明示的に示されているものではない。

※「著しい害」には推定規定として、補助金総額が製品の価額(補助金対象の企業の販売総額)の5%を超えている場合と規定。